

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>川口草加線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市柳島町大字道通八七五番 二地先から同市谷塚上町字野発 五九四番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年三月三十一日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十二号で告 示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長三三 〇・九三メートル</p>